

指定介護老人福祉施設

な の 国

重要事項説明書

社会福祉法人 恵徳会

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(福岡市指定 第 4071203220)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 契約締結からサービス提供までの流れ	8
7. サービス提供における事業者の義務	8
8. 損害賠償について	9
9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
10. 残置物引取人	11
11. 身元引受人	11
12. 苦情の受付について	12
13. 事故発生時の対応について	13
14. 非常災害対策	14
15. 守秘義務	14
16. 高齢者虐待防止	14
17. 身体拘束廃止	14
18. 第三者評価の実施状況	14
19. ホームページアドレス	14

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵徳会
(2) 法人所在地 福岡県粕屋郡須恵町大字上須恵112番地の3
(3) 電話番号 092-933-1600
(4) 代表者氏名 理事長 森田 公一
(5) 設立年月 昭和53年 7月 4日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 介護老人福祉施設
平成27年3月1日指定 福岡市 4071203220号
- (2) 施設の目的 身体的・精神的に障害がある為、常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方に、指定介護福祉施設サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム なの国
- (4) 施設の所在地 福岡県福岡市西区拾六町団地2番18号
- (5) 電話番号 092-892-3201
- (6) 管理者 氏名 藤村 昌憲
- (7) 施設の運営方針
利用者の「自己決定」を最大限に保障する事を基本に、生活全般において専門的なサービスを提供します。また、利用者の同意を得たケアプランの作成・実施・評価を行い、利用者の有する能力に応じた自立した日常生活の提供に努めます。
- (8) 開設年月 平成27年3月1日
- (9) 入所定員 全室個室ユニット型特養 80名
(ユニット数 8ユニット・各ユニット定員 10名)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

◆ユニット型特養

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	80室	洗面所、トイレ付
食堂	8室	

浴室	9室	特殊浴室・リフト浴室・個浴を含む
洗面所	16箇所	居室外
福祉トイレ	8箇所	居室外
キッチン	8箇所	居室外
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、ホットリズミー
医務室	1室	
相談室	1室	
談話室	8箇所	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名		1名
2. 介護職員（ユニット型）	27名以上		27名
3. 生活相談員	1名以上		1名
4. 看護職員（ユニット型）	3名以上		3名
5. 機能訓練指導員	1名		1名
6. 介護支援専門員	1名以上	1名	1名
7. 医師		1名	（非常勤）1名
8. 管理栄養士	1名		1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務形態	勤務時間	職種	勤務形態	勤務時間	
看護師	早出	7:30～16:30	事務員	日勤	8:45～17:45	
	日勤	8:45～17:45		宿直者	17:45～8:45	
	遅出	9:30～18:30		生活相談員	日勤	8:45～17:45
介護員 （ユニット型）	早出	7:00～16:00				
	日勤	9:30～18:30				
	遅出	11:00～20:00				
	夜勤	17:00～10:00	栄養士	日勤	9:00～18:00	

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、通常9割もしくは8割、7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の作成する栄養ケアマネジメントにより、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。（保温食器使用）
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）

朝食：8：00～8：45 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～18：45

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・作業療法士（理学療法士）により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持・改善、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師（嘱託）や看護職員が、健康管理を行います。
- ・関係職種が連携し、褥瘡予防及び感染症・食中毒の予防対策を行います。

⑦自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) (1) 以外のサービス（契約書第4条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事（お酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費をいただきます。

②理髪・美容

[理美容サービス]

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費をいただきます。

③レクリエーション・行事、サークル活動

ご契約者の希望によりレクリエーション行事やサークル活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録の複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。(一部 10 円)

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者の嗜好に係るものについては個人購入となります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) <サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第 5 条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居住費及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

■ユニット型特養

(1 単位=10.45 円)

1. ご契約者の要介護度 (単位数)とサービス 利用料金	要介護度 1 (670 単位) 7,002 円	要介護度 2 (740 単位) 7,733 円	要介護度 3 (815 単位) 8,517 円	要介護度 4 (886 単位) 9,259 円	要介護度 5 (955 単位) 9,980 円
2. サービス利用に係る 自己負担額 (1 割)	701 円	774 円	852 円	926 円	998 円
サービス利用に係る 自己負担額 (2 割)	1,401 円	1,547 円	1,704 円	1,852 円	1,996 円
サービス利用に係る 自己負担額 (3 割)	2,101 円	2,320 円	2,556 円	2,778 円	2,994 円
3. 居室に係る自己負担額 (自己負担額)	2,066 円 第 1 段階 880 円 第 2 段階 880 円 第 3 段階 1,370 円				
4. 食事に係る自己負担額 (自己負担額)	1,600 円 第 1 段階 300 円 第 2 段階 390 円 第 3 段階 650 円 第 3 段階②1,360 円				
5. 自己負担額合計 (2 + 3 + 4) (1 割)	4,367 円	4,480 円	4,518 円	4,592 円	4,664 円
自己負担額合計 (2 + 3 + 4) (2 割)	5,067 円	5,213 円	5,370 円	5,518 円	5,662 円
自己負担額合計 (2 + 3 + 4) (3 割)	5,767 円	5,986 円	6,222 円	6,444 円	6,660 円

■加算

(1 単位=10.45 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険 給付額	自己負担額		
				(1 割)	(2 割)	(3 割)
初期加算	30 単位	314 円	282 円	32 円	63 円	94 円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12 単位	125 円	112 円	13 円	25 円	38 円
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位	209 円	188 円	21 円	42 円	63 円
看護体制加算 (Ⅰ)ロ	4 単位	41 円	36 円	5 円	9 円	13 円
看護体制加算 (Ⅱ)ロ	8 単位	84 円	75 円	9 円	17 円	25 円
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)ロ	18 単位	188 円	169 円	19 円	38 円	57 円
口腔衛生管理加算	90 単位	941 円	846 円	95 円	189 円	283 円
協力医療機関連携加算	100 単位	1045 円	940 円	105 円	209 円	314 円
看護体制加算 (Ⅰ)ロ	4 単位	41 円	36 円	5 円	9 円	13 円
看護体制加算 (Ⅱ)ロ	8 単位	84 円	75 円	9 円	17 円	25 円
科学的介護促進加算	50 単位	523 円	471 円	53 円	105 円	157 円
自立支援促進加算	300 単位	3,135 円	2,821 円	314 円	627 円	941 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3 単位	32 円	28 円	4 円	7 円	10 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13 単位	136 円	122 円	14 円	28 円	41 円
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10 単位	105 円	94 円	11 円	21 円	32 円
排せつ支援加算 (Ⅱ)	15 単位	157 円	141 円	16 円	32 円	48 円
排せつ支援加算 (Ⅲ)	20 単位	209 円	188 円	21 円	42 円	63 円
安全対策体制加算	20 単位	209 円	188 円	21 円	42 円	63 円
入院・外泊	246 単位	2,570 円	2,313 円	257 円	514 円	771 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位	230 円	207 円	23 円	46 円	69 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18 単位	188 円	169 円	19 円	38 円	57 円
療養食加算	6 単位	62 円	55 円	7 円	13 円	19 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位	62 円	55 円	7 円	13 円	19 円
日常生活継続支援加算 (Ⅰ)	36 単位	376 円	338 円	38 円	75 円	113 円
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46 単位	480 円	432 円	48 円	96 円	144 円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数14%を乗じた単位数					

※上記の加算につきましては、当該事業所が厚生労働省の定める加算要件を満たした場合に加算されます。又、職員体制の変動等により変更させていただく事があります。

※利用料金を換算する際に生じる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」となります。又、自己負担額を換算する際に生じる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り上げ」となります。

※介護職員処遇改善加算を換算する際に生じる1単位未満(小数点以下)の端数については、「四捨五入」となります。

※自己負担額について、上記の金額は、厚生労働省が定める介護報酬単位に、当該事業所における地域区分の単価(1単位=10.45円)を乗じた金額を基に算出した1日あたりの金額です。実際の請求では、1月あたりの総介護報酬単位に地域区分の単価を乗じるため、具体的な金額には多少の差異が生じる事がありますのでご了承ください。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う

ために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方が対象となります。

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. 指定口座へのお振込み (振込み手数料はご契約者のご負担となります。)
お振込み先口座： トクベツヨウゴロウジンホーム ナノクニ 西日本シティ銀行 須恵支店 普通 3029891
ウ. 口座振替

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	白十字病院
所在地	福岡市西区石丸 3-2-1
診療科	内科、外科、脳神経外科、循環器科

医療機関の名称	福岡リハビリテーション病院
所在地	福岡市西区野方7丁目770番地
診療科	整形外科、形成外科、内科、リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	おおき歯科医院
所在地	福岡市博多区中呉服町 1-26 博多インテリジェントビル 3F

医療機関の名称	県庁前デンタルクリニック
所在地	福岡市博多区千代 4-1-2 ラクレイス県庁口 1階

③協力眼科医療機関

医療機関の名称	分山眼科医院
所在地	福岡市西区姪浜駅南 2丁目 1-33

6. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 施設サービス計画は、原則として要介護認定有効期間内に1回以上、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定有効期間の60日前から満了日までの間に、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご契約者又は代理人の請求に応じて、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員であった者は、業務上知り得たご契約者又はご家族の個人情報については、ご契約者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏洩しません。（個人情報の保護）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

8. 施設利用上の契約者の義務（契約書第9条参照）

契約者は施設を利用する上で次の事を遵守していただきます。

契約者及び家族等の禁止事項

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける / 蹴る / 唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する / 怒鳴る / 特定の職員に嫌がらせをする / 「この程度できて当然と」理不尽なサービス要求をする
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る / 抱きしめる / あからさまに性的な話をする
- ④ 職員又は他の利用者に対する、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ 決められた場所以外での禁煙
- ⑥ 決められた以外の物の持ち込み

9. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。個人情報保護に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損額賠償責任を減じる場合があります。

10. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第13条参照）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができま

す。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が個人情報の保護に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について * (契約書第 18 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日あたり257円）
また入院中の居室料金は入院・外泊時加算算定期間後に、介護保険負担限度額認定証に準じた金額をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヵ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することが出来ます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、①の利用料金をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご契約者が用意していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

1 1. 身元引受人（契約書第 20 条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人及び連帯保証人をお願いすることになります。しかしながら、ご契約者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人及び連帯保証人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきたご家族やご親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人及び連帯保証人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、ご契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保する等の責任を負うこととなります。なお身元引受人及び連帯保証人の負担は、極度額 100 万円を限度とします。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品 や身の回り品等）の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取って頂く必要があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人及び連帯保証人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人及び連帯保証人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人及び連帯保証人を立てていただくために、ご契約者は新たに身元引受人及び連帯保証人を立てるようになると共に、前身元引受人及び連帯保証人との利用料などの経済的な債務等につき、新身元引受人及び連帯保証人は契約者と連帯してその履行の責任を負うものとします。
- (6) 身元引受人には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等については、必ずその都度ご通知させていただきます。
- (7) 身元引受人及び連帯保証人は入院等長期にわたって困難な場合は代理人を立てて頂く事とします。

1 2. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者

【職名】 管理者 藤村 昌憲

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 生活相談員 酒井 由美

○受付時間 毎日 8:45～17:45

○電話番号 092-892-3201

また、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○保険者

福岡市東区福祉・介護保険課 住所：福岡市東区箱崎2丁目54の1
電話番号：092-645-1069 FAX番号：092-631-2191
受付時間 8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

福岡市城南区福祉・介護保険課 住所：福岡市城南区鳥飼6丁目1の1
電話番号：092-833-4105 FAX番号：092-822-2133
受付時間 8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

福岡市博多区福祉・介護保険課 住所：福岡市博多区博多駅前2丁目19の24
大博センタービル3階
電話番号：092-419-1081 FAX番号：092-441-1455
受付時間 8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

福岡市早良区福祉・介護保険課 住所：福岡市早良区百道2丁目1の1
電話番号：092-833-4355 FAX番号：092-831-5723
受付時間 8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

福岡市中央区福祉・介護保険課 住所：福岡市中央区大名2丁目5の31
電話番号：092-718-1102 FAX番号：092-771-4955
受付時間 8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

福岡市南区福祉・介護保険課 住所：福岡市南区塩原3丁目25の3
電話番号：092-559-5125 FAX番号：092-512-8811
受付時間 8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

福岡市西区福祉・介護保険課 住所：福岡市西区内浜1丁目4の1
電話番号：092-895-7066 FAX番号：092-881-5874
受付時間 8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

○福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課

住所：福岡市博多区吉塚本町13番47号福岡県国保会館
電話番号：092-642-7859 FAX番号092-642-7857
受付時間 8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

○福岡県社会福祉協議会 住所 福岡県春日市原町3丁目1番地7

電話番号 092-584-3377 FAX092-584-3369/3381
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

(3) 虐待に関する行政の通報窓口

○福岡市役所 事業者指導課 住所：福岡市中央区天神 1 丁目 8 の 1
電話番号 092-711-4319 FAX092-733-5587
受付時間 8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

1 3. 事故発生時の対応について（契約書第 23 条参照）

- (1) 当施設では、ご契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、必要に応じて囑託医と連携し受診を行います。また、速やかにご契約者の家族や、必要時には市町村に報告を行います。
- (2) 当施設では、事故発生時の対応及び事故発生防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設では、事故分析による改善策を従業員に周知徹底させ、事故発生防止のための定期的な委員会及び研修を行います。
- (4) 事務部を安全対策部門と定め、生活相談員を中心に組織的な安全対策を実施します。

1 4. 非常災害対策

当施設は、規定に基づき、非常災害の防止とご契約者の安全確保に努めます。また、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出、その他必要な訓練を行います。

1 5. 守秘義務

事業所及びサービス従事者又は従業員は、介護老人福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

1 6. 高齢者虐待防止（契約書第 24 条参照）

- (1) 当施設では、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 当施設では、虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設では、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 当施設では、虐待の防止のための研修を適切に行うため担当者を置きます。
- (5) 当施設では、従業員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか従業員がご契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) 当施設では、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村（介護保険者）に通報するものとします。

17. 身体拘束廃止

当施設では、ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、日時、その際のご利用者の心身の状況、または緊急やむを得なかった事由を記録し、保存します。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

18. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 未受審

19. ホームページアドレス

<http://keitokukai.jp>

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム なの国

説明者

職 名 _____

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

契約者代理人（選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

連帯保証人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 4階建て
- (2) 建物の延べ床面積 7477.20 m²
- (3) 併設事業

[指定短期入所生活介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203220 号
[指定予防短期入所生活介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203220 号
[指定通所介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203238 号
[指定予防通所介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203238 号
[指定訪問介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203253 号
[指定予防訪問介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203253 号
[指定居宅介護支援]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203246 号

(4) 事業所の周辺環境

拾六町住宅においては、昭和 36 年から建設が開始され、低層の住宅団地として緑豊かな戸建住宅地区と調和したゆとりある都市空間が形成されてきました。

また、平成 3 年度からは市営住宅の老朽化に伴い、順次建替え事業が実施され、平成 20 年度に事業が完了し、土地の有効利用により分譲対象地が確保されました。

この地には暮らしから手が届くところに、飯盛山などの山林、室見川や今津干潟、博多湾に浮かぶ能古島、玄界島・小呂島と他区にない多様で豊かな自然があります。

この自然を人の手で守り育てることで、歓びと癒しを享受し、自然に抱かれた生活が営まれています。

そして、この自然は新鮮で安全な食材や花などの恵みを市民に提供しています。さらに、元寇防塁などの歴史的な資源や、姪浜やウオーターフロント地区の元気など、都市的利便性と自然とバランスの良さも魅力となっています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
・ 3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
・ 2名の生活相談員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
・ 1名の看護職員を配置しています。

理学療法士または作業療法士… ご契約者の機能訓練を担当します。
・ 1名の作業（理学）療法士を配置しています。

介護支援専門員… ご契約者に係る施設サービス計画書（ケアプラン）を作成します。

- ・ 1名以上の介護支援専門員を配置しています。

医師（嘱託）… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

- ・ 1名の医師（嘱託）を配置しています。

3. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

利用にあたり、原則として持ち込むことができないものがあります。（例：ライター、マッチ等）詳細はお問合せください。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（3）喫煙

喫煙は事業所内の喫煙スペースでお願いします。

（4）面会

面会時間は特に定めていませんが、夜間等で玄関が施錠されている場合は、インターホンでのご連絡をお願いします。なお、面会の際、来訪者は、所定の面会簿にご記入頂きますとともに、食べ物（生もの等）を持ち込まれる時は職員に声をかけていただくようお願いします。

（5）外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内外泊される場合は1日につき257円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

（6）食事

1日3食不要だった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。